

# 農業者の皆さま 必見



日々の農作業のこんな時…

<p>例えば</p> <p>トラクターを運転中、誤って側溝へ転落し、トラクターの下敷きとなり亡くなった。</p> 	<p>例えば</p> <p>脚立で高所作業中、誤って転落し負傷した。</p> 	<p>例えば</p> <p>草刈機で作業中、石がはね、自身の目を負傷した。</p> 
<p>例えば</p> <p>畜舎内にて牛の搾乳中、牛に蹴られ負傷した。</p> 	<p>例えば</p> <p>穀物乾燥機で高所作業中、足をすべらせ落下し負傷した。</p> 	<p>例えば</p> <p>コンバインに稲を投入する際、誤って服が巻き込まれ負傷した。</p> 

備えよう 

## JA 農作業中傷害共済

ご契約例 死亡共済金500万円、部位・症状別治療共済金5,000円  
69歳以下、1農家(個人)加入、被共済者1~9人、共済期間1年

1年間で **21,100円** 1日あたり **約58円**  
(令和6年4月1日時点)

### 特徴①

本人はもちろん  
ご家族や雇用  
されている方まで  
保障されます！

### 特徴②

短期雇用  
1日バイトも  
対応可能です！

### 特徴③

ケガの部位・症状  
に応じて一時金を  
スピーディーに  
お支払いします！

タイプ	農業者ご本人	農業者の配偶者・親族	農業者が雇用している方
本人のみ保障タイプ※1	○	×	×
家族保障タイプ	○	○※2※3	○※2※3

※1 本人のみ保障タイプについては、記名被共済者限定特約が付加されます。 ※2 農業者の配偶者・親族および雇用している方については、農業者ご本人の農作業に従事中的ケガが保障の対象となります。なお、農業者ご本人が集落営農に参加している場合、当該集落営農にかかる農作業は農業者ご本人の農作業として取り扱います。 ※3 農業者の配偶者・親族および雇用している方が100歳以上の場合は、保障の対象とはなりません。 ※ この資料は概要を説明したものです。詳細につきましては「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」により必ずご確認ください。

お問い合わせ

JAみついし 貯金共済課